

琉球大学研究データポリシー 解説

令和6年3月18日

○研究データポリシー策定の背景

第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）では、公的資金により得られた研究データの機関における管理・利活用を図るため大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関は、2025年までにデータポリシーの策定を行うことが示された。

また、大学を含む研究機関等の研究成果については、世界的なオープンサイエンスの流れにより、広く成果を公開していくことが求められている。研究活動の多様性を図る上でも国内外の研究者との情報交換、共同研究は欠かせないものである。そのため、近年重要な課題となっている安全保障輸出等にも配慮しつつ、オープン・アンド・クローズ戦略を踏まえた研究データの適切な管理・利活用を目指すものである。

以上の背景から、研究者自身が研究データの適正管理を徹底するとともに、大学として研究データの管理および公開に関する環境を整備することの重要性に鑑み、本ポリシーを策定し、研究者の責務および本学の責務等について明確に示すこととした。

前文

琉球大学（以下「本学」という。）は、「真理の探究」、「地域・国際社会への貢献」、「平和・共生の追求」を基本理念とし、琉球・沖縄文化研究および熱帯島嶼海洋研究など、地域の特色を生かした研究の成果をもって沖縄や日本、世界の新たな「地（知）の拠点」となることを目指している。（注）

研究データは、研究者にとって研究の根幹と言うべきものであるが、公的資金に基づく研究によって収集・生成された研究データは国民の共有財産でもあるため広く利活用されることが望ましい。また、研究データを適切に管理し、公開等を通じて利活用を促進することは、本学の理念へとつながるものと言える。これらの点を踏まえ、研究データポリシーを以下のように定める。

注）琉球大学の中期将来ビジョン前文から抜粋

本学では、2030年を見据えた「琉球大学の中期将来ビジョン」を策定し、ビジョンの実現に向けたアクションプランに基づき、研究活動等を展開している。

◆琉球大学の中期将来ビジョン

<https://www.u-ryukyu.ac.jp/chuki-vision/#b>

◆中期将来ビジョンの実現に向けた「ビジョン計画」及び「年度計画」

<https://www.u-ryukyu.ac.jp/chuki-vision-plan/>

1. 定義

本ポリシーにおいて「研究データ」とは、本学の研究活動を通じて収集・生成されたあらゆるデータをいい、その形態を問わない。

ここで示す「研究データ」は、データの形態(デジタル、非デジタル等)を問わず、以下のものを含む。

- ① 研究の過程で収集・作成した一次データ（測定、観測、画像データ、実験ノート等）
- ② ①で得られたデータを加工し作成した派生データ（分析、解析データ等）
- ③ ②のデータ等を用いた成果物である論文および発表資料等に記載された情報

また、「研究データ」の範囲は、研究の活動の過程等の中で収集・作成したデータに限らず、過去に所属していた機関等において収集・作成したデータを含むものとする。ただし、本学において管理等を行うことを制限する法令・契約等がある場合は、この限りではない。

なお、学術分野、領域等によって取り扱うデータの性質が異なるため、各部局や講座等において、適切かつ分かりやすい事例等を示して研究データについて解説することが望ましい。

2. 適用範囲

本ポリシーは、本学に所属し研究活動を行うすべての者に適用する。

本ポリシーで示す「研究者」は本学における身分や雇用の形態を問わず、本学に所属して研究活動を行う者すべてを対象とする。（例：役職員、研究員、大学院生、学部生等）

ただし、企業や他大学共同研究プロジェクトを実施しているケースや、非常勤講師、研究生等の取り扱いについて個別の検討を要する場合はこの限りではない。研究データのうち、外部の研究者等が研究設備等を利用してデータを作成したものを本ポリシーの対象として公開の対象とするか否かを判断することが困難な場合、各

部局等において個別に検討できる体制を構築することが望ましい。

3. 研究者の責務・権利

(1) 研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、関係する法的小よび倫理的要件に従って適切に研究データを管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

本ポリシーにおいて「公開」とは、研究データを任意の者が利活用可能な状態に置くことをいう。研究データを広く「公開」するために本学のリポジトリを活用することが可能である。なお、研究データの公開にあたっては、適切なメタデータを付与した上で、広く検索が可能な状態で公開することが望ましい。

研究データの保管や利活用については、本学の「琉球大学における研究データ等の保存に関する指針」（平成30年4月24日制定）（以下「保存指針」という。）に定める、資料10年、試料5年を基本とし、研究分野の特性を考慮した上で、関係法令や指針、資金配分機関等との契約、各研究分野において要求される倫理的な要件等を考慮した多角的判断が必要である。

また、研究データにどのような管理体制が求められているか等を理解した上で、手順を定め、研究データの適切な管理に努める必要がある。

研究者が退職等により本学で研究を行うことがなくなる場合には、保存指針に基づき、適切な措置を講じなければならない。

(2) 研究者は、法令並びに契約および及び倫理上の要件などの合理的な理由に基づき、研究データの公開又は共有を行わないことができる。

研究データの公開の区分としては、制限を設けずに公開する「公開データ」、範囲を定めて限定的に公開する「共有データ」、個人で保有する「非共有・非公開データ」がある。データ公開の可否や共有する範囲については、データの内容に基づき研究者が判断することが望ましい。また研究データの公開に関しては、安全保障等の観点も考慮し、判断することも求められる。

4. 大学の責務

本学は、研究者による研究データの管理および公開に関する環境を整備し、利活用を促進するものとする。

研究者が研究データを適切に管理し利活用するため、本学においては、下記の研究者支援を行う。

- ① 研究データを蓄積・管理・保存・公開するための機関リポジトリ等の提供
- ② 研究データの管理や公開に係る手続きの支援
- ③ 研究データ管理に必要なスキルを習得するための支援プログラム等を受講する機会の提供

5. その他

本ポリシーは、社会や学術状況等の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

研究データ管理のあり方については、社会情勢や学術環境の変化等に応じて適宜見直しを行う必要がある。

また、各部局等においては、研究分野等に応じて本ポリシーに則ったマニュアル等を策定し、運用していくことが望ましく、分野における法的、倫理的要件を尊重した上で、適切な研究データの管理と公開を行うように努めなければならない。

(関係規則等)

◆琉球大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

<https://legislation-a01.joureikun.jp/joureikun-web/basic/act/JB801/Act/View.do>

◆琉球大学における研究データ等の保存に関する指針

<https://legislation-a01.joureikun.jp/joureikun-web/basic/act/JB801/Act/View.do>

◆琉球大学学術リポジトリ規程

<https://legislation-a01.joureikun.jp/joureikun-web/basic/act/JB801/Act/View.do>

◆国立大学法人琉球大学安全保障輸出管理規程

<https://legislation-a01.joureikun.jp/joureikun-web/basic/act/JB801/Act/View.do>